

介護サービス事業者の業務管理体制の整備

～社会的信用を得るために法令遵守(コンプライアンス)体制を～

青森市 福祉部 指導監査課

令和3年度 介護サービス事業者等集団指導

業務管理体制の意義とは

介護保険法の一部改正により、平成21年5月から、事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務づけられています。
(介護保険法第115条の32)



業務管理体制構築の意義

法令遵守（コンプライアンス）体制を構築する意義は「社会的信用を得ること」

公金を使った介護保険から収入を得ている介護サービス事業者だからこそ、法令遵守体制を構築することが求められています。

1

介護保険法の一部改正により、平成21年5月から、事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務づけられています。

介護保険法

(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、[第七十四条第六項](#)、[第七十八条の四第八項](#)、[第八十一条第六項](#)、[第八十八条第六項](#)、[第九十七条第七項](#)、[第一百十一条第七項](#)、[第一百五十五条の四第六項](#)、[第一百五十五条の十四第八項](#)又は[第一百五十五条の二十四第六項](#)に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

業務管理体制構築の意義については、**法令遵守（コンプライアンス）体制**を構築する意義は「社会的信用を得ること」です。

公金を使った介護保険から収入を得ている介護サービス事業者だからこそ、コンプライアンス体制を構築することが求められています。

業務管理体制の整備

【業務管理体制の整備に関する事項の届出先】

区分 (事業所の所在地)	届出先
3以上の地方厚生局の管轄区域に所在	厚生労働大臣
2以上の都道府県に所在、かつ2以下の地方厚生局の管轄区域に所在	主たる事務所の所在地の都道府県知事
全ての事業所が青森県内に所在	
全ての事業所が青森市内に所在 ※1	青森市長
地域密着型(介護予防)サービスのみを行い、青森市内に所在	青森市長
上記以外	青森県知事

※1 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合を除く

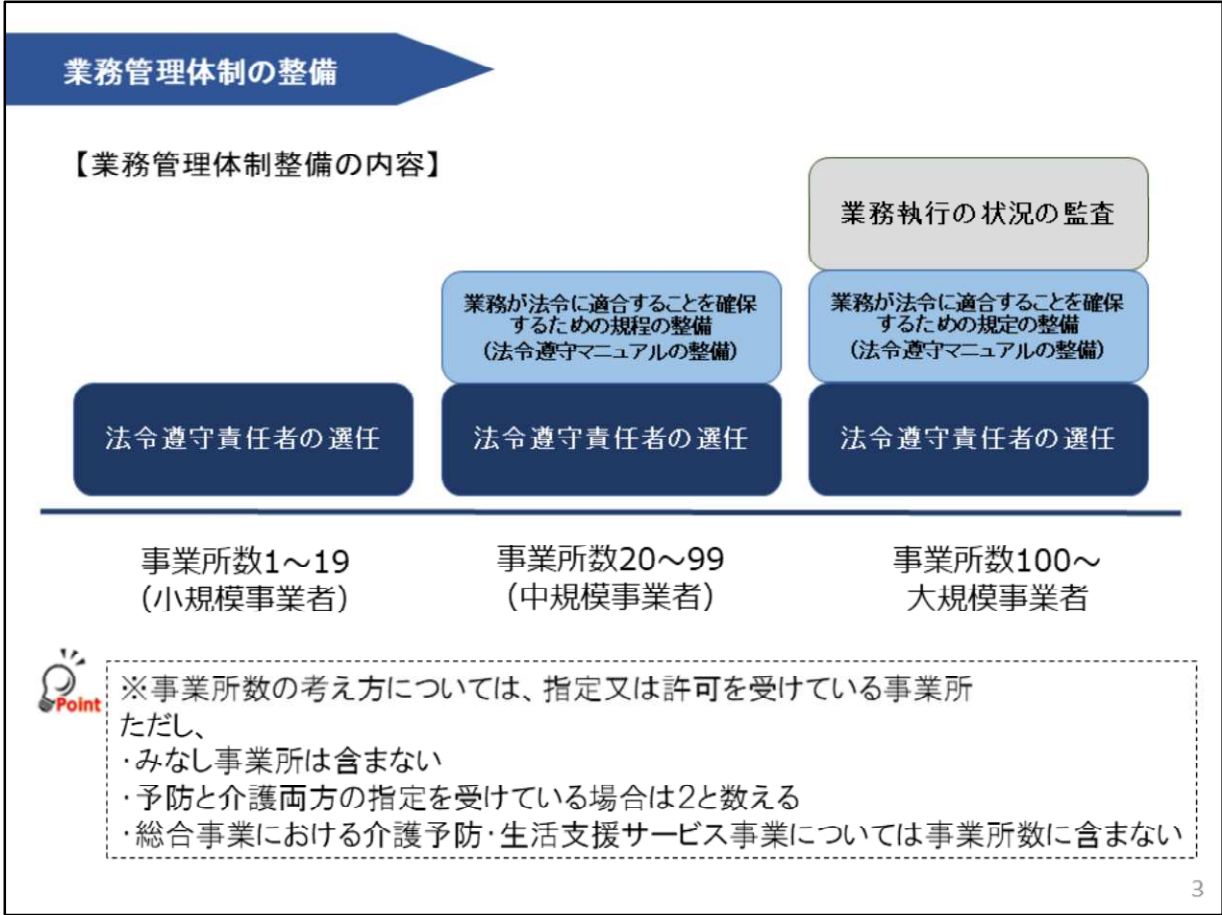
2

業務管理体制の整備に関する事項の届出先については、事業所の所在地域ごとに異なります。

青森市へ届出が必要な事業所は、

- ・ 全ての事業所が青森市内に所在
- ・ 地域密着型（介護予防）サービスのみを行い、青森市内に所在のいずれかに該当する事業所となります。

提出先は介護保険課 事業者チームとなります。



業務管理体制の整備については、小規模事業者、中規模事業者、大規模事業者の区分によって、介護保険法第115条の3第1項の厚生労働省令で定める基準により、それぞれ整備内容が異なります。

- ・事業所数1～19の小規模事業者については 法令遵守責任者の選任
- ・事業所数20～99の中規模事業者については、法令遵守責任者の選任と法令遵守マニュアルの整備
- ・事業所数100以上の大規模事業者については、法令遵守責任者の選任と業務が法令に適合することを確保するための規程の整備及び業務執行の状況の監査を定期的に
行うこと

以上の内容で整備が必要となります。

事業所数の考え方については、病院等が行う居宅サービスであって、健康保険法の指定があった時、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所であるみなし事業は除き、予防と介護両方の指定を受けている場合は2事業所とカウントします。

留意点

法第115条の3第1項の厚生労働省令で定める基準を整備する上での留意点

法令遵守責任者の選任

法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではないですが、少なくとも介護保険法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。

法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者の内部の法令遵守を確保することができる者を選任。

※代表者自身が法令遵守責任者となってもよい。

業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 （法令遵守マニュアルの整備）

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がある。

必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構わない。

4

前ページの業務管理体制の整備に当たっては次の①から③の内容に留意してください。

①法令遵守責任者の選任

法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではないですが、少なくとも介護保険法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。

法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者の内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

代表者自身が法令遵守責任となることもできます。

②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備（法令遵守マニュアルの整備）

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。

必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

留意点

業務執行の状況の監査

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができる。

内容の詳細について

平成21年3月30日発出

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について」、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）の別添・参考資料「業務管理体制（法令等遵守態勢）確認検査実施に当たっての考え方」

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service>

5

③業務執行の状況の監査

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

内容の詳細については平成21年3月30日発出

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について」、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）の別添・参考資料「業務管理体制（法令等遵守態勢）確認検査実施に当たっての考え方」をご確認ください。

【検査の実施に当たっての基本的考え方】

○検査の目的

- ・ 指定取消事案などの不正行為の未然防止
- ・ 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る

○検査の視点

- ・ 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか
- ・ 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証
※連座制の適用判断（7ページで説明）

- ①現状を的確に把握
- ②客観的に問題点を提示
- ③事業者の理解や認識を確認



検査の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証していきます。

- ①方針の策定
- ②内部規程・組織体制の整備
- ③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか。

国、都道府県、市町村（届出先行政機関）では、届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、一般検査を実施することとなります。

本市でも、一般検査を実施しており、対象事業者にはあらかじめ書面にて通知いたしますのでご協力をお願いします。

実施する際の基本的考え方については、以下のとおりです。

まず、検査の目的についてです。

- ・ 指定取消事案などの不正行為の未然防止
- ・ 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る

以上を目的としています。

次に、検査の視点についてです。

- ・ 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか
- ・ 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証する
組織的関与については具体的に、①現状を的確に把握、②客観的に問題点を提示、

③事業者の理解や認識を確認 します。

また、組織的関与については、連座制の適用も判断します。

連座制については、7ページで説明します。

確認検査の方法について

【検査等の実施手続等】

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施

- ①法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ②業務が法令に適合することを確認するための規定の内容
 - ③業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容
- ※②、③については、該当する事業者に対し実施

特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施

- ①業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
 - ②指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証
- ※②については、連座制の適用判断

連座制とは・・・介護報酬の架空請求などの不正を行ったことにより「指定取消し」となった指定介護サービス事業者について、**役員等の組織的な関与**があったと認められた場合に、組織の連座責任として、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所において、**指定取り消し日から5年間は原則的に新規の指定又は更新を認めないこと。**

※**役員等**には、その名称を問わず法人業務に役員と同等以上に支配を有する者又はその事業所を管理（管理者）する者も含まれる。

7

検査等の実施手続等については、一般検査と特別検査の2種類あります。

一般検査については、届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施し、青森市では指定介護サービス事業者等実地指導の実施と合わせて行います。

特別検査については、指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

検査実施にあたっては、指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証し、連座制の適用も判断します。

ここで言う、連座制とは、介護報酬の架空請求などの不正を行ったことにより「指定取消し」となった指定介護サービス事業者について、**役員等の組織的な関与**があったと認められた場合に、組織の連座責任として、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所において、**指定取り消し日から5年間は原則的に新規の指定又は更新を認めないこと。** **なお、役員等**には、その名称を問わず法人業務に役員と同等以上に支配を有する者又はその事業所を管理（管理者）する者も含まれます。



(参考) 小規模事業者が法令等を遵守するために組織として整備、運用に必要と考えられる観点とその状況を確認する方法例

(1) 経営者(陣)自ら法令等遵守に対する認識を持つ

(例) 経営者(陣)が把握すべき法令等の内容や目的を十分に理解しているか、法令等を重視しているか。

(2) 法令等遵守の重要性を全役職員に周知する

(例) 経営者(陣)より、法令等を遵守する重要性が例えば朝礼や職員会議、社内研修会などを通じて伝えられているか。

(例) 法令遵守責任者は、事業所の管理者が事業に関する法的知識を蓄積するための機会を設けているか。

(3) 遵守すべき法令等を把握する

(例) 法令等の改正や新たに発行された通知の内容を、例えば集団指導などにより把握しているか。

青森市では事業所の多くが小規模事業者該当することから、小規模事業者が法令等を遵守するために組織として整備、運用に必要と考えられる観点とその状況を確認する方法例について説明します。

(1) 経営者(陣)自ら法令等遵守に対する意識を持つ

(例) 経営者(陣)が把握すべき法令等の内容や目的を十分に理解しているか、法令等を重視しているか。

(2) 法令等遵守の重要性を全役職員に周知する

(例) 経営者(陣)より、法令等を遵守する重要性が例えば朝礼や職員会議、社内研修会などを通じて伝えられているか。

(例) 法令遵守責任者は、事業所の管理者が事業に関する法的知識を蓄積するための機会を設けているか。

(3) 遵守すべき法令等を把握する

(例) 法令等の改正や新たに発行された通知の内容を、例えば集団指導などにより把握しているか。

法令等を遵守するために

(4) 把握した法令等を遵守するための仕組み（体制、方法など）を決める

(例) 法令等の改正や新たに発行された通知の内容に沿った体制や方法といった仕組みを随時見直しているか。

(例) 法令等違反の可能性が確認された場合や法令等違反行為があった場合、サービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で法令等違反行為やその疑いに関する情報があった場合に、その処理の役割分担や手順等が定められているか。

(例) 運営に重大な影響を与える、又は介護サービス利用者の意思及び尊厳が脅かされる事案が発生した場合に経営者（陣）に報告すべき事項が明確になっているか、経営者（陣）や法令遵守責任者への報告の流れやタイミングが定められているか。

(例) 事業所が複数ある場合、経営者（陣）や法令遵守責任者と各事業所管理者が連携する仕組み（定期的な会議、情報交換等）があるか。

(例) 法令等の遵守状況や法令等違反行為があった場合の随時または定期的に経営者（陣）や法令遵守責任者に報告する手順等があるか。

(例) 介護サービス運営上作成が必要なマニュアルを作成しているか。

(例) 法令等の改正があった場合に見直しや修正を行っているか。

9

(4) 把握した法令等を遵守するための仕組み（体制、方法など）を決める

(例) 法令等の改正や新たに発行された通知の内容に沿った体制や方法といった仕組みを随時見直しているか。

(例) 法令等違反の可能性が確認された場合や法令等違反行為があった場合、サービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で法令等違反行為やその疑いに関する情報があった場合に、その処理の役割分担や手順等が定められているか。

(例) 運営に重大な影響を与える、又は介護サービス利用者の意思及び尊厳が脅かされる事案が発生した場合に経営者（陣）に報告すべき事項が明確になっているか、経営者（陣）や法令遵守責任者への報告の流れやタイミングが定められているか。

(例) 事業所が複数ある場合、経営者（陣）や法令遵守責任者と各事業所管理者が連携する仕組み（定期的な会議、情報交換等）があるか。

(例) 法令等の遵守状況や法令等違反行為があった場合の随時または定期的に経営者（陣）や法令遵守責任者に報告する手順等があるか。

(例) 介護サービス運営上作成が必要なマニュアルを作成しているか。

(例) 法令等の改正があった場合に見直しや修正を行っているか。

法令等を遵守するために

(5) 決めた仕組みを該当する役職員に周知する

(例) 法令遵守責任者は、法令等の改正や新たに発行された通知に基づき、変更された仕組みについて、事業所管理者をはじめとする全役職員に対して周知しているか。

(6) 決めた仕組み通りに実施する

(例) 法令等違反の可能性が確認された場合や法令等違反行為があった場合やサービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で法令等違反行為やその疑いに関する情報があった場合の処理について、事業所の対応マニュアル等のとおり、相談・苦情が適切に処理されているか。

(7) 決めた仕組みにより法令遵守されているかチェックする

(例) 各事業所で行われるサービス業務について、法令等の遵守状況をチェックしているか。

10

(5) 決めた仕組みを該当する役職員に周知する

(例) 法令遵守責任者は、法令等の改正や新たに発行された通知に基づき、変更された仕組みについて、事業所管理者をはじめとする全役職員に対して周知しているか。

(6) 決めた仕組み通りに実施する

(例) 法令等違反の可能性が確認された場合や法令等違反行為があった場合やサービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で法令等違反行為やその疑いに関する情報があった場合の処理について、事業所の対応マニュアル等のとおり、相談・苦情が適切に処理されているか。

(7) 決めた仕組みにより法令遵守されているかチェックする

(例) 各事業所で行われるサービス業務について、法令等の遵守状況をチェックしているか。

(8) 決めた仕組み通り実施されるよう是正する

(例) 決めた仕組み通り実施されていなかったり、法令等に反する行為があった際に、どのように対応することになっているか。

(例) 再発防止策をどのような手順で検討することになっているか。

平成28年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の在り方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」より

(8) 決めた仕組み通り実施されるよう是正する

(例) 決めた仕組み通り実施されていなかったり、法令等に反する行為があった際に、どのように対応することになっているか。

(例) 再発防止策をどのような手順で検討することになっているか。

以上、(1)から(8)までの小規模事業者が法令等を遵守するために組織として整備、運用に必要と考えられる観点とその状況を確認する方法例については、平成28年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の在り方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」より参考に紹介させていただきました。

同様に、中規模事業者、大規模事業者についても載っておりますので、該当の事業者の方々につきましては、ご確認ください。